

接骨院・整骨院(柔道整復師)を
利用される方へ

変更の対象となる方には
個別にご連絡いたします。

令和4年11月施術分から
対象となる事例に
該当した場合は

「受領委任払い」から 「償還払い」に 変更される場合があります



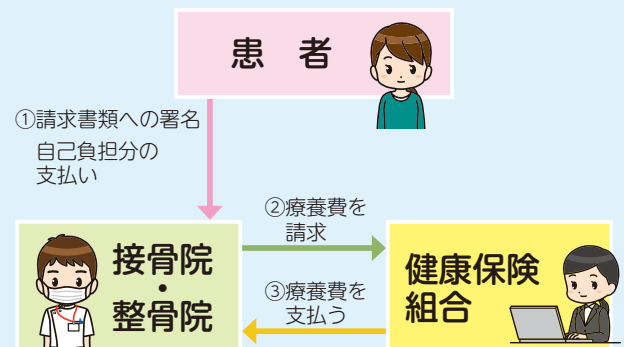
接骨院・整骨院からの療養費の請求には、不適切なものが含まれていることが指摘されています。このため、健康保険組合は厚生労働省から適正に療養費を支払うことを求められており、接骨院・整骨院で受けた施術内容の照会を行うなど適正化に努めています。

通常、接骨院・整骨院の施術は「受領委任払い」で、健康保険が使える施術については自己負担分のみを窓口で支払う事で利用できます。これに対し、当健康保険組合は令和4年11月施術分から患者ごとに「償還払い」に変更する仕組みを導入し、下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当する患者は、健康保険組合の判断で償還払いへ変更となります。償還払いに変更になると、窓口では全額を負担し、後から払い戻しを受ける形になります。

接骨院・整骨院を利用する際は適正な利用を心掛けるとともに、施術内容の確認などの照会については、必ずご回答いただくようにお願いします。

受領委任払い

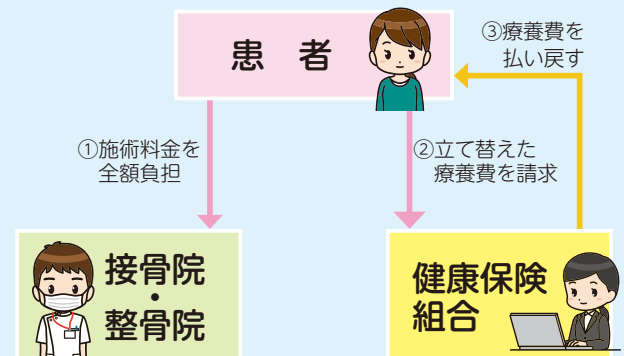
窓口では自己負担分だけを支払い、接骨院・整骨院が療養費を健康保険組合に請求します。



「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当

償還払い

窓口では全額を負担し、後から健康保険組合に療養費を請求して払い戻しを受けます。



償還払いへの変更の対象となる事例

- 1 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）の保険請求を行った柔道整復師である患者
- 2 自家施術を繰り返し受けている患者
自家施術…柔道整復師の家族に対する施術、柔道整復師の関連施術所の開設者および従業員に対する施術
- 3 健康保険組合等が繰り返し患者照会を行っても回答しない患者
- 4 複数の施術所（接骨院・整骨院）で同部位の施術を重複して受けている患者